

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
糸魚川市	今井地区(岩木、頭山、西中、中谷内、大谷内、虫川、菅沼、西川原、山本)	平成25年3月15日	令和3年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	98.31ha
②アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	70.37ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	52.68ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	26.90ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	22.8ha
(備考) ③、④は、アンケート回答者の集計	

2 対象地区の課題

- ・今後、5年間で耕作をやめる農業者の耕作面積は26haとなっており、中心経営体の高齢化が進み、数件の離農が予定されているが、他の中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の範囲内である。
- ・中心経営体への集積が進み、畦畔の草刈りが負担となっている。
- ・中心経営体への集積が進んだことで、共同機械の利用者が減り、運営が厳しくなっている。
- ・向田地区は、今後ほ場整備が予定されており、工事期間中は耕作不能となり収入の減少が見込まれる。また、圃場整備後は、機械の共同利用や共同作業による営農体制を予定している。
- ・地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」が、整備田内に建設を予定しており、耕作環境に影響を及ぼす可能性がある。
- ・地区外からの耕作者が増えており、用水等の管理体制が不安である。
- ・営農継続の意欲を喪失させるほどの鳥獣による深刻な農作物被害が発生している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

向田地区は、今後経営を辞める予定の農業者がいるが、ほ場整備が予定されており、ほ場整備後は機械共同利用や集落営農組織等による営農体制を予定している。

圃場整備地は、中心経営体のリタイヤが見込まれるが、他の中心経営体が引き受ける予定。

所有者の了承が得られる農地については畔を抜いて、大型機械が入りやすいようにし中心経営体が耕作しやすい農地に改良を行う。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
	省 略						
計	20人		49.1 ha		71.9 ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の耕作意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作をやめる意向が確認された農地(水田)は、24.60haとなっている。 ・農業委員、農地利用最適化推進委員を中心に中心経営体への貸付を進めていく。
<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <p>圃場整備地を重点的に、耕作者の農地の入れ替えによる集約化を進めるため、農地所有者は、受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。</p>
<p>基盤整備への取組方針</p> <p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、向田地区において、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>所得安定の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病虫害防除や肥料散布等を地域一体で取組み、経費の削減と品質の向上を図り、所得の安定を図る。 ・地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の建設計画を進める上で、営農への影響を最小限に留めるよう話し合いを進める。
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害対策として電気柵の適正な設置及び管理に取り組む。 ・猟友会等の関係機関と連携し、捕獲を推進する。
<p>畦畔、農道、用水等の管理方針</p> <p>多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度を活用し、農業施設の維持管理に取り組む。</p>